

厚生労働省発医政 1010 第 3 号
令和 7 年 10 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（災害時歯科保健医療提供体制整備事業）の国庫補助について

標記については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（災害時歯科保健医療提供体制整備事業）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので、通知する。

厚生労働省発医政1010第3号
令和7年10月10日

令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金
（災害時歯科保健医療提供体制整備事業）交付要綱

（通 則）

- 1 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（災害時歯科保健医療提供体制整備事業）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号_{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、災害時における歯科保健医療の提供体制を確保することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金の交付の対象は、令和7年3月14日医政発0314第9号厚生労働省医政局長通知「災害時歯科保健医療提供体制整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

（1）都道府県が行う災害時歯科保健医療提供体制整備事業

（2）次に掲げる者が行う災害時歯科保健医療提供体制整備事業に対し、都道府県が補助する事業

ア 市町村等

イ 災害時に避難所等で歯科保健医療を提供することができる医療施設又は関係団体等

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（1）都道府県が行う災害時歯科保健医療提供体制整備事業

ア 歯科巡回診療車整備事業と歯科診療器材等整備事業のうち、1種目を選択し、次の表の第2欄に定める基準額と次の表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 都道府県が補助する災害時歯科保健医療提供体制整備事業

ア 歯科巡回診療車整備事業と歯科診療器材等整備事業のうち、1種目を選択し、次の表の第2欄に定める基準額と次の表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
歯科巡回診療車整備事業	1 都道府県あたり45,000千円までで厚生労働大臣が認めた額	歯科巡回診療用自動車（歯科用ユニット等を備え、診療車内で歯科医療を提供することが出来る車両）及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費（災害時に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材も含む）
歯科診療器材等整備事業	1 都道府県あたり19,008千円までで厚生労働大臣が認めた額	災害時に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両

(交付決定の下限)

5 下限額に関する条件は設けないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金及び事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所

等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (7) 及び (9) に掲げる条件

この場合において(1)から(4)、(6)及び(9)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(9)中「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業者が地方公共団体である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 間接補助事業者が地方公共団体以外である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(14) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(実施計画)

7 都道府県知事は、第1号様式による実施計画を、別途定める期日までに厚生労働省に提出するものとする。

(申請手続)

8 都道府県は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い令和8年1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 都道府県は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い

日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するにあたって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 14 特別の事情により4、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。